

市税の徴収猶予制度について

市税の徴収猶予制度

●徴収猶予

徴収猶予とは、納税者が災害を受けたこと等の理由によって、税金を一時に納付納入できないと認められる場合に、その納付納入を猶予（分割納付）する制度です。

次の要件に該当するときは、徴収猶予が認められる場合があります。

要件

- ・ 財産について災害（震災・風水害・火災・その他災害）を受けた、又は盗難にあった場合
- ・ 納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかった、又は負傷した場合
- ・ 事業を廃止し、又は休止した場合
- ・ 事業について著しい損失を受けた場合
- ・ 上記の要件に類する事実があった場合

猶予期間

1年以内

担保

原則必要

※猶予に係る市税の額が50万円以下又は猶予期間が3か月以内の場合を除く

延滞金

全額免除

- ・ 財産について災害（震災・風水害・火災・その他災害）を受けた、又は盗難にあった場合
- ・ 納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかった、又は負傷した場合

一部免除

- ・ 事業を廃止し、又は休止した場合
- ・ 事業について著しい損失を受けた場合

●市税の徴収猶予が認められると・・・

- ・ 1年を限度に市税の徴収が猶予されます。
- ・ 新たな督促や差押、換価などの滞納処分が行われません。
- ・ すでに差押を受けている場合は、申請により差押が解除される場合があります。
- ・ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

申請について

●申請方法

猶予の申請を行うには、以下の書類を納税課へ提出する必要があります。

- ・ 「徴収猶予申請書」
- ・ 「財産収支状況書」
- ・ 「猶予該当事実証明書類」
- ・ 「財産目録」
- ・ 「収支の明細表」
- ・ 「担保関係書類」（担保を要する場合）

【申請場所・お問い合わせ先】

下関市役所納税課 TEL：083-231-1170

〒751-8521 下関市南部町1番1号